

(別紙)

監査結果に基づく措置

- ・通知日：令和4年12月27日
- ・指定管理者：特定非営利活動法人とうもんの会
- ・所管課：農林課
- ・施設名：遠州南部とうもんの里総合案内所

指摘事項等	措置状況	措置日
<p>(1) 特定非営利活動法人とうもんの会（以下「とうもんの会」という。）の指定管理業務受託事業の経理専用口座の通帳及び預金出納帳を確認したところ、立替金の名目で2件の出金が認められた。これは、とうもんの会が事務局業務を受託している任意団体Aと、とうもんの会が加入している任意団体Bの運営資金が一時的に不足したため、指定管理料による立替えをしたためである。現在は、いずれも返還されており事件性は認められないが、遠州南部とうもんの里総合案内所の管理運営に関する包括協定書（以下「協定書」という。）第12条によれば、管理運営業務に関する経理は、専用口座で管理し、当該団体自身の経理と独立して管理すべきとされていることから、今後は、協定書に準拠して適正な経理を徹底されたい。</p>	<p>(1) 管理運営に関する包括協定書第12条の規定を再確認させ、指定管理料を管理運営業務以外の目的で支出しないよう指導した。</p>	R4. 12. 21
<p>(2) 会計書類を確認したところ、収入においては、現金を収納した際に作成すべき収入伝票が作成されておらず、支出においては、支払箋の一部に理事長や担当者の押印漏れや領収書の添付漏れが見られるなど、出納手続に関する書類上の不備が複数見られた。協定書第8条によれば、指定管理者は、指定管理業務受託事業を行うに当たっては、協定書等のほか、地方自治法、本市会計規則等の定めによるものとされており、これらの不備は早急に是正されるべきである。</p>	<p>(2) 会計処理規程を速やかに定めるよう指導した。とうもんの会では、会計処理規程案を取りまとめ、役員会、職員への周知の上、令和5年1月1日から当該規程に則った適正な処理を徹底するとしている。また、収入伝票の様式の制定及び複数人によるチェック体制の整備により、適正な会計処理を行うことを指導した。これらは、すでにとうもんの会で実施している。</p> <p>以上に加え、担当課として半年に1回、会計処理チェックを実施していく。</p>	R4. 12. 22